

法人関係情報の管理態勢の点検に係る報告書の提出について

当社では、平成 24 年 8 月 24 日付の日本証券業協会からの通知（日証協（自）24 第 68 号）に従い、表記の点検に係る実施結果について、同年 9 月 28 日付で同協会に報告いたしました。その概要を以下の通りお知らせいたします。

記

1. 社内管理体制

① 引受部門・法人営業部門の体制、配置人員、具体的な実務内容

当社の引受部門・法人営業部門は、資本市場部、引受審査部、コーポレート部の 3 部により構成されております。

● 資本市場部について

資本市場部は、主に新規上場企業に対する公開指導及び主幹事引受業務、（主幹事以外の）新規上場企業及び既上場企業に対する引受業務やシンジケーション業務を行っております。これらの業務を遂行するため、社内規程として「有価証券の引受け等に関する規程」や「引受業務関係情報取扱実施要綱」、「有価証券の引受け等に関するマニュアル」を定めて、具体的には以下の通り取り組んでおります。

(1) 引受業務に関する統括

引受業務の収益計画や引受業務全般に対するの企画・推進及び管理、また、各種申請、届出及び渉外を行っております。

(2) 国内法人等が発行する株式等の引受業務

新規上場に関する引受業務や、国内上場企業等を対象とする引受業務、また、引受業務に関する調査及び情報の収集、未上場企業の新規上場及び既上場企業の市場変更に関する支援業務を行っております。

(3) 引受業務に関する事務、その他の業務

株式の引受業務に関する企画及び募集事務や、株式の発行条件に関する業務及び関係部署との調整、引受業務に係る関係先、取引所との渉外などを行っております。

● 引受審査部について

引受審査機能は、引受審査部が担っております。同部は、発行者に係る有価証券の引受け

に伴う引受審査、株式等の上場に伴う上場適格性調査を主な業務としております。

(1) 有価証券の引受けに伴う引受審査

社内規程として「有価証券の引受審査手続きに関する規程」を定め、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、募集又は売出しが資本市場における資金調達手段として適切か否か、発行者の情報開示が適切か否かなどについて、投資家保護の観点から厳正に審査、手続きを行っております。

(2) 株式等の上場に伴う上場適格性調査

社内規程として「上場適格性調査体制に関する規程」を定め、引受審査同様に発行者の、国内の取引所への上場適格性、基準への適合性等の調査、検討、手続きを行っております。

● コーポレート部について

法人営業部門としてはコーポレート部が担っております。

(1) 資金調達や資金運用に関する法人営業

未上場企業及び既上場企業を訪問のうえニーズを汲み取り、相手先に対して資金調達に関する企画や助言を行っております。また、相手先法人の保有する資産の運用、売却に関する企画や助言も実施しております。

(2) 企業経営や営業推進に関する法人営業

資金調達等に係る引受関連業務の他に、社内規程「コンサルタント業務取扱規程」を定め、相手先法人に対して、M&A、他社とのアライアンスなどのコンサルティング業務を行い、また、営業戦略の立案や営業推進、顧客紹介などの業務を行っております。

② 管理部門の体制、配置人員、具体的な実務内容

法人関係情報の管理は、主として売買審査部が担っております。

同部は、売買審査に係る社内規程として「売買審査基準」等を定めて、売買審査を実施しているほか、内部者取引の防止やフロントランニングの防止等の観点から、社内規程「法人関係情報管理規程」を定め、法人関係情報を管理しています。

(1) 法人関係情報の管理（登録・削除等）

役職員が法人関係情報を取得した場合は、売買審査部に報告されます。売買審査部は、その取得した法人関係情報の内容を精査し、法人関係情報管理銘柄に登録の上、管理対象と致します。また、法人関係情報管理銘柄は、定期的に状況確認し、管理銘柄の情報が公表された場合又は法人関係情報に該当しないことが判明した場合は、当該情報を管理対象から除外しております。

また当社は、上場会社の主要子会社であることから、当社の決算情報等、当社において発生・決定し投資者の投資判断に影響を及ぼす重要な事項についても、親会社の子会社に

関する法人関係情報として管理する必要があります。

売買審査部では係る法人関係情報についても、経理部等の担当部門からの報告を受け、適切に管理しております。

(2) 法人関係情報管理銘柄に係る役職員の売買審査、ディーリング及びトレーディングの売買審査

法人関係情報を利用した、①当社の自己売買の禁止、②勧誘の禁止、③役職員の自己売買の禁止、④法人関係部門に所属する役職員の自己売買の制限、⑤売買注意銘柄の勧誘の禁止などを定め、これらの売買について日々審査しております。

(3) 法人関係情報管理銘柄における重要事実公表時の売買審査

管理銘柄の情報が公表され、かつ重要事実該当する場合には、当該法人関係情報が登録された日まで遡って重要事実に伴う審査を実施し、取得した法人関係情報に基づいた売買有無を確認しております。

(4) 公募増資に係る当社主幹事銘柄の株価審査

法人関係情報管理銘柄の内、当社主幹事の公募増資銘柄については、引受に際し、当該銘柄の株価動向や売買動向等を審査する「株価審査業務」の体制を整備しております。(ただし、当社では、現在まで、既上場会社のファイナンスにおいて主幹事引受を行った実績はございません。)

③ 内部監査部門の体制、配置人員、具体的な実務内容

内部監査は、監査部が行っております。

監査部は、監査が効果的にその目的を達成するため、専任の担当役員を設置し、他の部門から干渉を受けないよう、取締役会直下の部署としております。(他部門との兼任者もおりません。) 同部では、社内規程である「監査規程」、「監査実施要領」に基づき、以下の業務を実施しております。

(1) 監査計画の策定

毎年4月に、代表取締役及び取締役会の承認に基づく、当該年度の監査計画を策定しております(計画に変更が必要となった場合も同様の承認を得ております)。なお、昨年度及び本年度の監査計画において、法人関係情報に係る監査を実施することとしております。

(2) 監査の実施

監査は、被監査部門に立ち入る実地検査を行うほか、被監査部門から提出する書類に基づく書類監査を実施しております。法人関係情報に係る監査においては、過去に当局等による外部検査で同業他社や当社が指摘を受けた事項の他、法人関係情報の登録の適切性、実際に登録された法人関係情報の内容、登録又は解除の時期、管理システムへのアクセス権などについて監査を実施します。

(3) 不備事項等の指摘、改善提案、フォローアップ

内部監査では、不備事項等に対する指摘と共に、改善提案を行いません。また、当社で実施した内部監査や、当局等の外部検査において認められた指摘事項について改善報告を求めた部門に対して、当該改善事項の改善状況について必要に応じてフォローアップ監査を行います。

(4) 代表取締役及び取締役会への監査結果報告

全ての監査結果において、監査が終了した際に、その結果を被監査部門の責任者に説明、講評を行い、指摘事項がある場合は改善報告を求めており、この一連の経過について、代表取締役及び取締役会に報告しております。

④ 代表取締役・取締役会の法令等遵守に関する取組み（問題事案の把握（管理部門からの報告）、改善指導）

当社グループでは、経営理念の第一として、“正しい倫理的価値観を持つ”を掲げ、『「法律に触れないか」、「儲かるか」ではなく、それをすることが社会的正義に照らして正しいかどうかを判断基準として事業を行う』ことを表明しております。これに加えて当社では、取締役会において倫理コードを定め、社会規範及び法令等の遵守や資本市場における行為の適切な管理を規定し、これらを役職員に徹底しております。

また当社では、法人関係情報管理を直接的に担う売買審査部の他、コンプライアンス機能を担う内部管理統括部、法令等確認機能を担う法務部等を内部管理統括責任者の直下に配置しており、何らかの問題が発見された場合には直ちに各部門長から内部管理統括責任者を通じて代表取締役社長に報告がなされ、速やかに改善指導が行われる態勢を構築しております。

平時においても、代表取締役社長は日常的な報告の場以外に、引受部門、法人部門、管理部門、監査部門を含む社内での主要各部との定例会議を原則として隔週1回開催し、社内状況のより詳細な把握とそれに基づく指示を行っております。また、内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、担当役員及び内部管理部門の部門長等による「内部管理定例会議」が週1回開催され、各部門におけるコンプライアンスに関する事項を共有し、対応策についての議論を行っております。

さらに、「コンプライアンス及びリスク管理委員会」を設置のうえ適宜開催し、代表取締役社長、内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、担当役員及び内部管理部門の部門長等がコンプライアンスに関する重要事項を審議しております。

2. 法人関係情報の管理状況

● チャイニーズ・ウォール（情報隔壁）の整備状況及び、実効性確保のため実施している施策

資本市場部、引受審査部、コーポレート部（以下、「法人関係部門」といいます。）は、他部門から物理的に隔離された入口が施錠可能な部屋となっており、情報管理の徹底が図られております。

法人関係部門の各種データが保管されているファイル・サーバーに対するアクセス権限は、厳重に管理、制限されており、他部門の役職員が閲覧できず、それぞれの法人関係部門の役職員に限り閲覧可能となるよう設定されております。また、人事異動があった際に社内ルールに則り申請が行われており、アクセス権限の設定や解除について確認、更新を行っております。

それぞれの法人関係部門及び売買審査部においては、法人関係情報に関連する書類等を発行体別にファイリングを行うなど整理したうえで、施錠されたキャビネット等へ収納することを徹底しており、情報管理に努めております。また、法人関係情報管理システムへのアクセス権限は、法人関係部門や売買審査部、その他限定した社内関係者にのみ付与されており、情報管理の徹底を図っております。

● **引受部門、法人営業部門に対する管理部門のモニタリング・社内検査の実施状況（社内検査については、過去3年の検査結果を提出。）**

(1) 売買審査部によるモニタリング

売買審査部では、社内規程「役職員等の株式等売買管理規程」により役職員売買を管理し、事前に提出された申請書に基づき審査しています。法人関係情報管理銘柄等について、日々役職員の売買データを抽出して売買内容を確認し、必要に応じて売買動機等の確認を目的としたヒアリングを実施しております。

また、法人関係部門であるコーポレート部とは、定期的に会議を開催し、法人関係情報の登録漏れや解除漏れの有無、当局等による検査指摘事例の検証、及び法令諸規則等の周知徹底等について確認・点検しております。

(2) 監査部による社内検査

監査部では、過去3年の間に、法人関係情報管理に関し、複数回の社内検査及びフォローアップ検査を実施し、不備事項の発見、改善指導を行っております。

● **アナリストに対する法人関係情報の管理に関する社内規制**

当社ではアナリストに対する法人関係情報の管理に関する社内規程として「アナリスト・レポートの取扱い等に関する業務規程」を定めております。

但し、当社では投資調査部が客観的な市況環境等を記載したマーケットレポートを作成しておりますが、個別銘柄を評価・分析するアナリスト・レポートは作成しておらず、個別銘柄のアナリスト・レポートに関しては、外部委託先から提供を受け、顧客向けに公開しております。

当該外部委託先がアナリスト・レポートを作成するにあたり、同社との契約及び同社が定める社内規程において、未公表の法人関係情報を提供しないことなど証券会社に求められるものと同様の社内審査が行われていることを確認しており、また、当社が取得した法人関係情報を、外部委託先に提供することは一切ございません。

加えて、外部委託先より提供されたアナリスト・レポートの掲載対象銘柄の選定にあつ

ては、当社法務部が、管理している掲載除外リストをもとに、法人関係情報の取得等がある企業や、当社が5%超の株式を保有している企業、当社役員が対象先の役員を兼務している企業を除外する等審査しております。

● 不公正取引防止に関する社内研修の実施状況

当社では、今般のインサイダー取引に纏わる諸問題を重大視しており、本年7月1日に、東証COMLECより講師をお招きし、「法人関係情報の管理体制上の留意点」を中心とした社内研修（セミナー）を緊急開催しております。

また、これまでも不公正取引防止やインサイダー取引については社員教育の主要なテーマと位置づけ、過去3年の間に8回の社内研修（セミナー）を実施しております。

更に、係る研修（セミナー）資料は社内ポータルサイトに掲載し、新卒・中途入社社員の研修で適宜活用すべく、常時又は反復して閲覧可能な状態を整備しています。

なお、上記とは別に、コンプライアンス研修を年度毎に2回実施しており、証券取引等監視委員会、各証券取引所、日本証券業協会から公表される「検査」「考査」「監査」の指摘事項について各部門において研修すると共に、各部門の業務運営において指摘事項に該当する状況にないことを検証する自己点検を実施しております。

3. 法人関係情報の管理に関する課題及び取組み

これまでにご報告の通り、当社では社内規程の整備や社内研修の実施など法人関係情報の管理について、相応の内部管理態勢を構築しているものと認識しておりますが、今般のインサイダー取引に纏わる諸問題を鑑みますと、より一層、内部管理態勢を強化して参る必要があるとも考えております。

顕在化したインサイダー取引に係る諸問題は、法人関係情報を利用した利益の追求等、証券業に従事する個々人のモラル低下が招いた原因が大きいと考えられます。従って、ルール・ベースの管理のみならず、プリンシプル・ベースの視点から、それぞれの役職員が証券市場の一翼を担っているという自覚を持つため、業務研修のみならず、その前提である職業倫理や企業倫理に関する研修等もより一層必要であると考えております。

また、本年8月24日付で日本証券業協会より通知のあった、「法人関係情報の管理態勢に関する点検における課題及び取組みについてのまとめ（12社公表ベース）」に記載された9つの課題を大いに参考としつつ、より一層適切な管理態勢の構築を目指して参りたいと存じます。

以 上